

データヘルス計画について

- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合等に対して、データヘルス計画の作成と事業実施等を求めることとされ、平成26年4月に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正された。
- これにより、医療保険者は健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、データヘルス計画を策定した上で保健事業の実施・評価を行う。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)抄

「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申合せ)も踏まえ、次の3つの社会像の実現を目指す。

- ① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会
 - 予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申合せ)抄

- ① 医療機関主体による新サービスや、企業と医療機関の連携による新サービス

ア 保険者によるレセプトデータ等の分析・利用が全国展開されるように国による支援や指導を行うことを検討する。具体的には、①加入者の健康づくりや予防活動の促進が保険者の本来業務であることを周知、②医療費分析システム利用を促進するとともに、医療費分析に基づく事業に関して国が定める指針の内容を充実させる等により、保険者の取組を促進する。被用者保険に関しては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を今年度中に改訂し、平成26年度中には、全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータの分析、それに基づく事業計画「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める。

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年7月厚生労働省告示第308号)抄

第四 保健事業の実施計画(データヘルス計画)の策定、実施及び評価

保険者は、健康・医療情報を活用した加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(以下「実施計画」という。)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

データヘルス計画の基本的な考え方

- 健康、医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画。
- 計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果データ、レセプトデータ等を活用し分析を行うことや、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく事業の評価においても健康、医療情報を活用して行う。

